平成２１年（フ）第６０３号
茨城県ひたちなか市外野２丁目11番５号　サンウッドＡ棟102号
債務者　山田　啓子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
水戸市河和田町3011番地の１
債務者　小圷嘉代子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３２号
水戸市若宮１丁目７番25棟303号　県営若宮アパート
債務者　安藤福久雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
水戸市若宮１丁目７番25棟303号　県営若宮アパート
債務者　安藤喜美代
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1688番地２　ヒルズトミナガⅢ―102
債務者　向田　千恵（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１４０号
千葉県木更津市東太田２丁目13番22号　メゾン樹Ａ106
債務者　チバ　エルヴィラ　ジャロ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４９号
千葉県木更津市清見台東３丁目５番17号
債務者　石川真智子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６１０号
川崎市中原区上平間1700番地20　東京機械社宅103
債務者　伊藤ゆかり（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
金沢市乙丸町甲197番地
債務者　三田　衛人
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４６６号
石川県河北郡津幡町字浅田乙84番地　ケイプ・ハウス201号、従前の住所石川県河北郡津幡町字七野225番地30
債務者　藤部　京子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
石川県白山市平加町ホ44番地３
債務者　朝倉千亜紀
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１２号
金沢市金石北１丁目19番23号　ベルメゾン24Ａ102号室、従前の住所金沢市金石北２丁目12番１号
債務者　横山　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
石川県河北郡津幡町字川尻に366番地１　ツインピース202号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町春木エ部103番地
債務者　柴　　薫（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２２５号
長野県松本市大字里山辺1686番地４　セゾンフジマル102、前住所長野県松本市大字里山辺489番地16
債務者　宮下　恵味
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３０４号
長野県松本市大字入山辺2871番地
債務者　新井　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３１０号
長野県松本市大字岡田下岡田1400番地１、前住所長野県松本市大字里山辺1418番地２　タウニィハヤカワＡ202
債務者　木村　静香（旧姓須澤）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３１３号
長野県松本市平田東３丁目16番８号　サンライフ美芳202、前住所長野県松本市大字神林5101番地５
債務者　横沢美穂子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　長野地方裁判所松本支部